



OB memoir

## AEO 制度

～その波乱に満ちた船出～

郡山 清武

SINCE 1982

回顧録

Kiyotake Koriyama

略歴

- 昭和57(1982)年4月 大蔵省入省(長崎税関)
- 平成15(2003)年7月 関税局関税課課長補佐
- 平成20(2008)年7月 関税局業務課認定事業者調整官
- 平成24(2012)年7月 関税局関税課税関調査室長
- 平成27(2015)年7月 東京税関業務部長
- 平成28(2016)年7月 長崎税関長
- 平成29(2017)年7月 門司税関長
- 平成30(2018)年7月 退官

## AEO 制度の誕生

「日本版 C-TPAT」・・・これが、現在「AEO (Authorized Economic Operator) 制度」という名称で定着している制度の最初の呼び方でした。

平成13(2001)年9月に起こった米国での同時多発テロの後、米国税関は、貿易関連事業者とのパートナーシップを基礎として米国へ輸入される貨物のセキュリティを強化するため、C-TPAT (Customs-Trade Partnership Against Terrorism) という制度を導入しました。この米国での動きを踏まえ、日本貿易会、日本経済団体連合会などの貿易関連業界の8団体から連名で「我が国でも C-TPAT と同様の制度を(特に輸出貨物について) 早期に導入すべき」ことが提言されました。「日本版 C-TPAT」という呼称は、この提言の中で使用されていたのです。

このため、この提言などを受けて平成17(2005)年度関税改正で関税法に特定輸出申告制度を導入した際には、そのキャッチコピーを「日本版 C-TPAT の導入」としたのです。この呼称はその後しばらく使われましたが、平成19(2007)

年度関税改正で特例輸入申告制度を導入する際の国会審議で、「米国の C-TPAT は輸入貨物についての制度であるが、輸出貨物についての制度をそう呼ぶのは何故か。」という思いもよらない質問を受けてしまいました。その頃、世界税関機構(WCO)における国際物流のセキュリティに関する議論や「基準の枠組み」の採択などにおいては、既に「AEO」という呼称が使われていたため、この国会での質問を契機に制度の名称を「AEO 制度」に変更したのです。

## 制度導入当初の戸惑い

企業のコンプライアンスとセキュリティの体制を承認・認定の基準にする制度の導入は関税制度上初めての経験だったため、制度導入当初は、関税局業務課はもちろん、各税関の AEO 部門でも事業者からの相談対応や承認申請に対する審査などをどのようにすればいいの戸惑いの連続であり、ほとんど手探りの状態で業務を進めていました。また、申請をすればすぐにでも承認されると考えていた事業者も多かったのでしょう。承認申請をしても一向に承認が下りないことに業を煮やした関西のとある事業者が、「AEO の本当の意味は、(A) アホか、(E) ええ加減に (O) 下ろせ! の意味や!」と嘯いている、という話も漏れ伝わってきたものでした。

そのような状況の中で、東京税関業務部に AEO センターが設置され全国の税関から優秀な職員が集められました。そして、彼ら、彼女らの献身的な努力によって相談対応や審査業務も徐々に軌道に乗り、それに合わせるように承認・認定者数も順調に伸長していったのです。

## 将来の税関の先駆けとして

AEO 制度は、AEO 事業者に対する各種の制度上の特例措置を整備していますが、これらの特例措置の最大の特徴は、

日本における近代税関の発祥の時から関税局・税関が長い間堅持してきた基本的な思想を大きく転換したところにあります。例えば、特定輸出申告制度における輸出許可済貨物の保税制度からの適用除外、特例輸入申告制度における貨物の本邦到着前の輸入許可、特定保税承認者制度における保税蔵置場・工場の届出による設置及び許可手数料の免除などがその好例と言えるでしょう。

これらの特例のうちの幾つかは、従前から制度改正の候補として挙がっては慎重論によって消えていく、ということを繰り返してきました。しかし、AEO 制度の創設に伴って実際に導入してみると、心配されたような弊害はないばかりか、貿易の円滑化、税関手続の迅速化・簡素化に間違いなく寄与していると言えるのではないのでしょうか。

国際貿易を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中で、税関も古い観念や伝統的な考え方に囚われることなく、柔軟な思想で現状に対応していく必要があることは言うまでもないことです。もしかしたら、このような税関が進むべき将来の道程の先駆けとなっていくことが、AEO 制度の重要な使命なのかもしれません。



平成19(2007)年6月、業務課課長補佐時、日本機械輸出組合主催の講演会において特定輸出申告制度・簡易申告制度について説明する筆者。